

◎ 時間単位年休に関する労使協定例

年次有給休暇の時間単位による取得に関する協定書(例)

〇〇運送株式会社と〇〇運送株式会社従業員代表は、年次有給休暇の時間単位による取得に関し、次のとおり協定する。

(時間単位による年次有給休暇の対象となる従業員の範囲)

第1条 本協定に基づく時間単位による年次有給休暇は、次に掲げる者を除き、当社従業員に適用する。

- 1 管理監督者
- 2 自動車運転者

(時間単位年休の日数)

第2条 時間単位によって取得する年次有給休暇の日数は、当該労働者が請求しうる年次有給休暇日数の範囲内で、5日以内とする。

- ② 時間単位年休は、次年度に繰り越された場合においても、前年度からの繰越分も含めて、5日以内とする。

(年次有給休暇の請求手続き)

第3条 時間単位年休を取得しようとする従業員は、所定の様式により、その前日までに請求しなければならない。

(時間単位年休1日の時間数)

第4条 時間単位年休1日の時間数は8時間とし、時間単位年休8時間の取得をもって年次有給休暇1日を取得したものとする。

(取得単位)

第5条 取得できる時間単位年休の単位時間は1時間とする。

(時季変更権の行使)

第6条 従業員が請求した時間帯に時間単位年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、会社は他の時季に変更することがある。

(時間単位年休に対する賃金の支払い)

第7条 時間単位年休に対しては、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額をその日の所定労働時間で除して得た額の賃金を支払う。

(半日単位年休の取扱い)

第8条 半日単位の年休の取扱いは、従来どおりとする。

附則 この協定は、平成〇年〇月〇日から適用する。

平成〇年〇月〇日

〇〇運送株式会社代表取締役 ○〇〇〇

〇〇運送株式会社従業員代表 ○〇〇〇